

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除
防衛02	A C S Aによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設
防衛03	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化
防衛04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
防衛05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除	府省名	防衛省
税目	所得税、法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除 (国税1)(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>○ 制度の概要 予備自衛官及び即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)を新規に雇用する企業に対して、予備自衛官等1人当たり10万円の法人税額(個人事業主の場合は、所得税額)の税額控除を行う。</p> <p>○ 適用要件 以下のすべての要件を満たすことが必要 ・ 適用期間において予備自衛官等を雇用保険一般被保険者として雇用した企業 ・ 予備自衛官等を1年以上雇用した企業 ・ 青色申告書を提出している企業</p> <p>※ 中小企業者等の特例 中小企業者等については、法人住民税の課税標準を法人税額等の控除を受けた後の額とする。</p>
3	担当部局	防衛省人事教育局人材育成課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	4年間(平成27年4月~平成31年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 予備自衛官等を雇用する企業に対して、税制に関する支援を実施し予備自衛官等の雇用に係る企業のインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の充足向上を図る。 《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤 防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育 近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。 そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。 女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人</p>

		<p>材を十分に確保する。 社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。 さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的技能を要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</p> <p>○ 中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤 (3) 人事教育 近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。</p> <p>(エ) 予備自衛官等の活用 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的技能を要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防衛企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立</p> <p>施策：人事教育施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置等により、平成27年度から平成30年度までの4年間で予備自衛官等約15,880人（増加数約3,840人）を採用することで、予備自衛官等の充足向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 予備自衛官等のうち被雇用者の本租税特別措置等による増加数 本租税特別措置等は新設のため、本租税特別措置等を適用した法人が一定数確保された段階で、予備自衛官等を雇用した法人等に対してアンケート調査を実施し、予備自衛官等の被雇用者の増加について、本租税特別措置等による寄与度を分析することにより、直接的な効果を事後検証することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置等により、予備自衛官等の充足向上を図ることで、防衛力の能力発揮のための基盤を強化し、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p>																															
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○ 適用数（見込み件数） 平成27年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成28年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成29年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成30年度：約3,970件【うち増加数約960人】</p> <p>【補足説明】 平成27年度以降の予測値は、以下の要領により算出した。 自衛隊は、精強さを保つため任期制隊員を多く採用しており、任期制隊員は予備自衛官等の貴重な人的資源となっている。任期制隊員の特性上、各年度における退職者数は一定ではない。また、予備自衛官等への志願は、任意のため本人の意思によるところが大きく、各年度の志願者が一定ではないことから、適用数を精緻に予測することは困難であり、過去5年の平均値で算出した。</p> <p>① 過去5年間に採用された者のうち被雇用者の平均人数は、年間約3,010人</p> <p>② 過去5年間で志願から採用に至らなかった者のうち企業の影響による者の平均人数は、年間約960人</p> <p>③ 予備自衛官等は、年間を通じて採用されている（※）ことから、企業の定期的な従業員の募集時期には必ずしも合致しない。</p> <p>※ 各月の予備自衛官等の採用状況の割合（24年度）</p> <table border="1" data-bbox="439 1145 920 1273"> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採用の割合</td> <td>8.6%</td> <td>10.0%</td> <td>12.9%</td> <td>9.6%</td> <td>6.9%</td> <td>8.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（被雇用者）</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>5.4%</td> <td>5.2%</td> <td>3.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.6%</td> <td>17.6%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>④ 志願から採用に至らなかった者のうち企業の影響による者は、企業の協力が得られず（予備自衛官等が災害招集等に応招した場合の勤務を不在にする可能性の懸念、就業規則により兼業が認められない等の理由による）、予備自衛官等に採用されていない。 本租税特別措置等の新設により、雇用拡大を計画する企業の予備</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月		採用の割合	8.6%	10.0%	12.9%	9.6%	6.9%	8.8%		（被雇用者）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	5.4%	5.2%	3.7%	5.7%	5.6%	17.6%	100.0%
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
採用の割合	8.6%	10.0%	12.9%	9.6%	6.9%	8.8%																											
（被雇用者）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
	5.4%	5.2%	3.7%	5.7%	5.6%	17.6%	100.0%																										

	<p>② 減収額</p>	<p>自衛官等の雇用に係るインセンティブを向上させるとともに、当該制度を社会に広く周知させ、社会環境の協力機運の醸成を図ることができる。よって、従来まで企業の影響により志願から採用に至らなかった者（約960人）についても企業の協力が得られることとなり、企業に雇用され、かつ予備自衛官等に採用されるものと見込まれる。</p> <p>○ 将来の推計 平成27年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成28年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成29年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成30年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】</p> <p>【補足説明】 ○法人税：適用数に、予備自衛官等1人当たりの控除額10万円を乗じて算出 適用数3,970件×10万円＝397百万円 法人税の減収額は、年間約3億9千7百万円</p> <p>○法人住民税：法人税の減収額から法人住民税の減収額を算出 397百万円×12.9%＝51百万円 法人住民税の減収額は、年間約5千1百万円 よって減収額は、年間約4億4千8百万円である。</p> <p>※ 所得税については、把握できるデータがない。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するために予備自衛官等の制度を設けている。予備自衛官等は、平素はそれぞれの職業などについており、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、各種の任務に就くことになっている。予備自衛官等が、必要な技能レベルを維持するための招集訓練や有事の際などに招集に応じるためには、雇用企業の理解と協力が不可欠である。 本租税特別措置等により、雇用企業に対するインセンティブを向上させ、予備自衛官等のうち被雇用者が増加し、予備自衛官等の充足向上を図ることができる。その結果、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、予備自衛官等の幅広い分野での活用に寄与でき、人事教育施策の推進が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本租税特別措置等により、雇用拡大を計画する企業の予備自衛官等の雇用に係るインセンティブを向上させるとともに、当該制度を社会に広く周知させ、社会環境の協力機運の醸成を図ることができる。 予備自衛官等のうち被雇用者が本租税特別措置等により増加（年間約960人）することにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、防衛力の能力発揮のための基盤を強化し、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなるため、本租税特別措置が必要である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本租税特別措置等は、企業に対して予備自衛官等の新規雇用の拡大を図る観点から、企業が予備自衛官等を雇用する際の負担を軽減し、雇用意欲の向上を図るものであり、本租税特別措置等が新設されなかった場合、予備自衛官等の充足に支障をきたすこととなり、多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることが困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本租税特別措置等が新設されれば、同期間において合計15,880件の本租税特別措置等の適用が見込まれるため、減収額は合計で約17億9千2百万円と推測される。これにより、予備自衛官等のうち被雇用者が増加することにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるため、本租税特別措置等による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>予備自衛官等の雇用企業は、多種多様な業種や業態のため、対象が限定される補助金で個別に対象を確認して補助することは非効率であるため、幅広く支援できる租税特別措置等によることが妥当である。</p> <p>予備自衛官等の雇用負担の軽減を図る本税制特別措置等は、雇用拡大を計画する企業のインセンティブを高め、雇用企業に対し幅広く支援を行うため、予備自衛官等の充足向上に効果的であり、相当性が認められる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>現在、予算措置として運用している即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官が訓練招集や災害等招集に応じるために、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担（休暇制度等の整備、即応予備自衛官の訓練出頭等により回収できない維持的な経費の支出等）を考慮して支給している。</p> <p>それに対して本租税特別措置等は、企業全体に対して予備自衛官等の新規雇用の拡大を図る観点から、企業が予備自衛官等を雇用する際の負担を軽減し、雇用意欲の向上を図るものであり、即応予備自衛官雇用企業給付金とはその主旨及び性格が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>なし。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。 ・ 免税額からの効果が、短期的なメリットは少なからずあったとしても、企業側の長期的なメリットがあるのかが疑問。 ・ 本要望は充足率をあげる一つ的手段であり、少なからず有効であるとも考えられるが、他の有効な手段も引き続き検討されたい。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設 (地方税2)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	<p>○ 概要</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油を調達する場合には、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、及び地方税法施行規則附則第4条の7の規定に基づき、免税がなされている。</p> <p>一方、当該免税軽油を第三者に譲渡した場合には、地方税法第144条の3の規定に基づき、軽油引取税が課税(みなす課税)されることとなる。</p> <p>現在、物品役務相互提供協定(ACSA)及び自衛隊法等の根拠法に基づき、国際緊急援助活動等において、我が国とACSAを締結している国の間においては、食料、水、燃料等の物品や修理・整備等の役務を相互に提供することができる(26年現在 ACSA 被締結国は米・豪の2カ国)。なお、提供した物品・役務については、1同一物品の返還、2同種・同量及び同等物品による返還、あるいは3金銭償還がなされることとされている。</p> <p>現在、ACSAに基づいて軽油を提供・返還する場合(今後新たに ACSA を締結した場合を含む)には、地方税法第144条の3の規定に基づき、みなし課税がなされているところ、当該課税の免除措置新設を要望する。</p> <p>○ 関係条文</p> <p>地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7</p>
3	担当部局	防衛省経理装備局装備政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくこと。</p> <p>国際緊急援助活動等で緊急のニーズが生じた場合、同様の活動を行う自衛隊と諸外国軍の間で ACSA に基づき現場で必要な軽油を追加的財政負担なく融通することを可能とし運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行なうこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国家安全保障戦略(閣議決定:平成25年12月17日) II 国家安全保障の基本理念(抄)</p> <p>「我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることを</p>

		<p>鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため二層積極的な役割を果たすことを期待している。……(中略)・第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実質的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は普段の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、反映する国際社会を構築すること」</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(閣議決定:平成25年12月17日)(抄)</p> <p>「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 1 基本方針)・日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。」</p> <p>「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 2 我が国自身の努力)・一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める」</p> <p>「(Ⅳ防衛力の在り方 1 防衛力の役割)・我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において重要な役割を実効的に果たす。</p> <p>○ 日米物品役務相互提供協定(平成8年6月28日)(抄)</p> <p>「このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した」</p> <p>○ 日豪物品役務相互提供協定(平成25年1月31日)(称)</p> <p>「このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標 : 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野: 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、</p>

		グローバルな安全保障環境の改善 施策：国際平和協力活動の実施	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税を課すことは適当ではなく、課税負担なく軽油を提供することにより、他国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ACSAに基づいて課税負担なく軽油を提供すること(※ ACSAに基づく軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、追加的財政負担の懸念なく、ACSA締結国に対して軽油を提供することができ、2国間の安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	これまで軽油引取税(みなす課税)が課されたケースはフィリピン国際緊急援助活動(平成25年度)において、豪国艦艇に対し220KLを提供した1件のみ。他方、ACSAに基づく物資の提供はオペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、適用件数が増加するケースも考えられる。
		② 減収額	○ 平成25年度 7,062(百万円) ※ 220(kl) × 32,100(円) = 7,062,000円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 国際緊急援助活動等を通じ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を推進しグローバルな安全保障環境の改善に取り組んでいるところ、今後もより一層積極的な取組が求められている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置の創設によりACSAに基づく免税軽油の提供を追加的財政負担の懸念なく実施できることとなり、より一層、ACSA締結国との二国間安全保障協力が進展し、活動自体もより効果的なものとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であるが、緊急のニーズが生じた場合に、同様の活動を行う自衛隊と諸外国軍の間でACSAに基づいて現場で必要な物品・役務を相互に融通することができる。今般の租税特別措置が措置されなかった場合、緊急時の軽油提供に支障が生じ、諸外国軍との安全保障協力が後退する、あるいは、円滑なオペレーションの実施が阻害される恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ACSAに基づいて税負担なく迅速に軽油を融通することで、対象国との安全保障協力が進展するとともに、国際緊急援助活動等において自衛隊や対象国の活動自体の効率性が向上し、安全保障環境が改善される。喫緊のニーズに対応して軽油を提供することで、安全保障協力の進展、信頼・連携の深化の</p>	

			効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。またこの効果は、全自治体・全住民に裨益する。部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であり、アドホックな喫緊のニーズが発生した場合における軽油の提供であり、通常その提供量・減収額ともに過大なものとなることは想定されない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ACSAに基づく円滑な物品・役務の相互提供環境を整えることで得られる安全保障上の利益は全自治体、全住民に及び、租税特別措置等によって措置することが妥当。</p> <p>また、我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨を鑑みれば、ACSAの下で提供される軽油について軽油引取税(みなす課税)を免除することに妥当性がある。</p> <p>加えて、ACSAに基づく物資・役務の提供ニーズはアドホックに発生するため、予めその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税について予め予算措置をとることも難しく、税制上措置することが妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている(平成24年度税制改正大綱)。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の平和と安全を守るためには、国際社会と協力して、周辺地域や世界の平和を確保していくことが必要。ACSAに基づく円滑な物資・役務の相互提供環境を整えることで得られる安全保障上の利益は全自治体、全住民に及ぶ。
10	有識者の見解		<p>○ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。</p> <p>○ 租税特別措置等の枠組みではなく、地方税法の規定の中で適用されるのか否かについて再度検討してみる必要あり。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化(地方税3)(軽油引取税:外) (自衛隊の船舶及び機械等の用途) ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊の使用する機械を管理する者が自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途に供する軽油の引取り
2	要望の内容	○概要 軽油引取税について、防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油(ナンバー取得の無い自動車や電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等)が従来から課税免除の対象とされているが、本措置については、本評価書7の必要性等に記載している理由により恒久的課税免除措置の拡充を要望するものである。 ○特例の内容 軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされており、防衛省・自衛隊の関係では、従来から船舶用軽油及び機械等に使用する軽油が免税の対象とされている。 ○関係条文 地方税法附則第12条の2の7第1項第1号 地方税法附則第12条の2の7第1項第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第4項 地方税法施行規則附則第4条の7第2項
3	担当部局	防衛省経理装備局艦船武器課需品室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度 創設 昭和32年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,000 円増額) 昭和34年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,400 円増額) 昭和36年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,100 円増額) 昭和39年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,500 円増額) 昭和51年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、4,500 円増額) 昭和54年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、4,800 円増額) 平成 5年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、7,800 円増額) 平成20年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、17,100 円増額) 同 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、17,100 円増額) 平成21年度 軽油引取税を目的税から一般税に変更

6	適用又は延長期間	恒久的措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)政策目的</p> <p>防衛省では、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支える防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくとともに、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動(国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。)等をより積極的に実施していくこととしている。</p> <p>そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。</p> <p>警戒監視及び対領空侵犯措置:航空機、船舶による24時間態勢の対処 災害派遣等:航空機、船舶、車両による人員輸送、給水や炊事支援などによるライフライン確保 海賊対処活動:航空機、船舶を派遣し海賊対処活動に従事 教育:航空機、車両、船舶を使用して操縦者、乗組員を養成するための教育 訓練:部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練</p> <p>(2)施策の必要性</p> <p>前記の多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、船舶や航空機、車両等の運行に必要な不可欠な「燃料」を確保する必要があり、さらには、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素からの活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加かつ長期化しつつある。このため、それに対応する装備品の整備、訓練の増加、各種事態等への対応等を含め、近年の原油価格の高騰を踏まえると、相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、自衛隊の各種活動経費(装備品等の整備を含む。)を削減する可能性が高く、この場合、自衛隊の各種活動等に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はないことから、調達可能な軽油の量が約3割の削減となるため、具体的には以下の影響、問題を引き起こす可能性が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶や航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。 国際的な取り組みである海賊対処活動などへの参加が従前に比べ制限さ

	<p>れることから、国際社会における信頼が低下する。</p> <p>4 新たな乗組員の養成や、船舶を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。</p> <p>5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>加えて、防衛省・自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。よって、課税は自衛隊の基地が所在する一部の都道府県に偏った税収となり、公正性にかけることになることは好ましくない。</p> <p>以上のことから、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、自衛隊で使用する軽油について、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>Ⅲ 我が国の防衛の基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。</p> <p>この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。</p> <p>核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現に向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。</p> <p>2 我が国自身の努力</p>
--	---

	<p>安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国(以下「同盟国等」という。)とも連携しつつ、国家安全保障会議の司令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する。</p> <p>(1)総合的な防衛体制の構築</p> <p>一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。</p> <p>また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整える。</p> <p>以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。</p> <p>(2)我が国の防衛力 ー 統合機動防衛力の構築</p> <p>防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという我が国の意思と能力を表すものである。</p> <p>・中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>I 計画の方針</p> <p>1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機能の更なる充実に留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動(国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。)等への対応のための機能・能力を重視する。また、これらの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図る。</p>
--	---

	<p>2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先することとし、機動展開能力の整備も重視する。</p> <p>・国土強靱化基本計画について(平成26年6月3日閣議決定)(抄) 第2章 脆弱性評価 (別紙第1)プログラムごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。</p> <p>5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>(別紙第3)各プログラムの推進方針</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。</p> <p>5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標: 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野: 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施 策: 装備品の効率的な取得</p>
<p>③ 達成目標及び測定指</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油は、国内外において、幅</p>

	<p>標</p>	<p>広い活動を求められている自衛隊の任務遂行上、必要不可欠なものであり、各種事態等の事態の推移に応じ、シームレスに対処することが求められるため、軽油取引税を課すことは適当ではなく、課税負担なく軽油を確保する。これにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。防衛省・自衛隊の任務は防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある各種事態等に事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保すること(※多様な防衛省・自衛隊の任務を完遂するためには、各種事態等の事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対応することが求められるため、定量的な測定指標[装備品ごとの必要な軽油の給油回数や必要な軽油数量等]を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することは、防衛省の政策目的を果たす重要な要素の一つである。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成23年度 492,049KI 平成24年度 414,300KI 平成25年度 434,386KI過去の実績は、決算額から算出</p> <p>・平成23年度 【決算額】42,630(百万円)÷【単価】86,638円 ≒ 492,049</p> <p>・平成24年度 【決算額】34,505(百万円)÷【単価】83,286円 ≒ 414,300</p> <p>・平成25年度 【決算額】41,228(百万円)÷【単価】94,911 ≒ 434,386</p> <p>※決算額の百万円未満は四捨五入</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>平成26年度 477,906KI 平成27年度 595,398KI 平成28年度 482,808KI</p> <p>※ 将来の推計のうち平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度は平成2</p>

	<p>3年度から27年度までの平均をもって推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 【予算額】33,770(百万円)÷【単価】70,664円 ≒ 477,906 ・平成27年度 【概算要求額】45,334(百万円)÷【単価】76,140円 ≒ 595,398 ・平成28年度 【平均額】39,493(百万円)÷【単価】81,799円 ≒ 482,808 <p>※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」に示す適用総額については、防衛省単独の数値ではなく、軽油引取税に係る関係省庁の合計額であるため、使用することはできない。</p>
<p>② 減収額</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成23年度 15,795百万円 平成24年度 13,332百万円 平成25年度 13,944百万円 (算出根拠) 各年度の免税軽油調達油量×軽油引取税額 (1キロリットル当たり32,100円※)</p> <p>※地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>平成26年度 15,341百万円 平成27年度 19,112百万円 平成28年度 15,505百万円 (算出根拠) 各年度の免税軽油調達油量×軽油引取税額 (1キロリットル当たり32,100円※)</p> <p>※地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p> <p>※ 将来の推計のうち平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度は平成23年度から27年度までの平均をもって推計</p> <p>※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」に示す適用総額については、防衛省単独の数値ではなく、軽油引取税に係る関係省庁の合計額であるため、使用することはできない。</p>
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、国民生命・財産、領土、領海、領空を確実に守り抜くことができた。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23</p>

	<p>年度～)</p> <p>前回政策評価を実施した平成23年度時点の達成目標は、防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することであるが、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することによって、各種事態等の事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対処することができ、事態等を未然に防止することによって国民の生命・財産、領土、領海、領空を確実に守り抜くことが継続的に実施されており、将来においても同様の効果が見込まれる。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある事態等に防衛省・自衛隊として迅速かつシームレスに対応するための措置である。このため、昨今の国内外における様々な課題や不安定要因が存在している状況を踏まえた場合、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することは、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く上で必要不可欠であることから恒久的課税免除措置への拡充が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>軽油引取税の課税免除措置が恒久措置されなかった場合、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であると考えられ、他の必要な予算を削減等することとなるが、この場合、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の防衛省・自衛隊の任務遂行に重大な支障が生じる可能性がある。このような任務は、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く上で必要不可欠なものであり、防衛省・自衛隊のみが実施していることから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>加えて、防衛省・自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであることから、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供される機械等を運用するために必要な軽油について課税免除することは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>軽油引取税が免除されたことにより、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を確保でき、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の着実な任務遂行が図られており、将来においても必要な軽油を課税負担なく確保することにより、同様の税収減を是認するような効果が見込まれる。</p> <p>したがって、税収減を是認するに足る効果があるものである。</p>
--	--

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>厳しい財政事情の中、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であるため、他に必要な予算を削減等することとなるが、この場合、自衛隊の任務である海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。また、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じ、公平性に欠けるものとなる。加えて、自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊以外、当該任務を遂行することはできないことから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>したがって、防衛省・自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油について課税免除とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>災害派遣等において都道府県知事その他政令で定める者は防衛大臣又はその指定する者に対し、災害派遣を行うことができ、防衛省・自衛隊が平和と安全及び国民の安心・安全確保に直接つながっていることから、地方公共団体が協力することの相当性は認められる。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。 	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	防衛省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	防衛省経理装備局技術計画官
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>また、防衛産業界においては、我が国には工場が存在しないため、防衛装備品は生産の基盤と技術の基盤の多くの部分を民間企業である防衛産業に依存しており、防衛産業界の技術基盤の向上は、より優れた防衛装備品の創製に重要である。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界</p>

		<p>第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>5 防衛生産・技術基盤</p> <p>適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。(中略)我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(5) 防衛生産・技術基盤</p> <p>適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策定)</p> <p>5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策</p> <p>(6)関係府省と連携した取組</p> <p>防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
--	--	---

<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立。 施策：防衛生産・技術基盤の維持・強化</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
----------------------------	--

		<p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 （5）防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 （6）関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改訂2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比べて企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
--	--	--

8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p>①減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p> <p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年</p>
---	------	--------	---

		<p>度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバ一率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)</p> <p>平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円 <p>試算根拠:別紙②参照</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">適用企業数</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">適用金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: center;">3,636/事業年度</td> <td style="text-align: center;">475,640百万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">5,430/事業年度</td> <td style="text-align: center;">28,681百万円</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: center;">373/事業年度</td> <td style="text-align: center;">2,831百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: center;">3,636/事業年度</td> <td style="text-align: center;">489,909百万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">5,430/事業年度</td> <td style="text-align: center;">29,541百万円</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: center;">373/事業年度</td> <td style="text-align: center;">2,916百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。</p>		適用企業数	適用金額(百万円)	平成28年度			・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円	・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円	平成29年度			・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円	・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円
	適用企業数	適用金額(百万円)																											
平成28年度																													
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円																											
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円																											
平成29年度																													
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円																											
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円																											

※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限 20%→30%適用企業)
平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3

	卸売業	11	5
	小売業	3	3
	運輸通信公益事業	4	0
	サービス業	13	8
	その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)

<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)

<オープンイノベーション型>
平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計
平成27年度 総額型 ▲562億円
オープンイノベーション型 ▲27億円
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

※平成 27 年度推計の根拠
総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成 26 年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)

※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)

なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

③ 効果・達成目標の実現状況

＜政策目的の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4% に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保すること、を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができると考えられる。

＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3% に達成していないばかりか、主要先進国の中では

韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。
* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標
官民合わせた目標（4% 以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成 26 年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33 倍）及び「租税特別措置の適用

実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、**税込減以上の高い効果があると考えられる。**

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③**税込効果:約927億円**

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③**税込効果:約44億円**

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。
 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。(参考)

○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。
 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは10ヶ国。
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは10ヶ国。

国	税制	特徴	年次	税制
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加減税導入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ(50%→75%、2008fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型
韓国	恒久措置 ※重点分野は 税額控除 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以降は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型
米国	時限措置 内国法人法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ※:増加型と総額型の特長をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要であ

		<p>る。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
 - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
 - 平成24年度適用件数：100（32）
 - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
 - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
 - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
 - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
 - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
 - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
 - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	防衛省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	防衛省経理装備局技術計画官
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変わる仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p>

	<p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 (5) 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 (6) 関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号、26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。 政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立。 施策：防衛生産・技術基盤の維持・強化</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p>
--	---

	<p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 (5) 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来</p>
--	---

		<p>ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 （6）関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改定2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p>

		<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>
		<p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績（）内が中小企業者分（資本金1億円以下） <総額型> 平成22年度 3,337億円（16億円） 平成23年度 2,848億円（45億円） 平成24年度 3,017億円（42億円） 平成25年度 4,618億円（48億円）（見込み） 平成26年度 4,618億円（48億円）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円（164億円） 平成23年度 224億円（222億円） 平成24年度 212億円（209億円） 平成25年度 278億円（275億円）（見込み） 平成26年度 278億円（275億円）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円（0億円） 平成23年度 0.4億円（0.1億円） 平成24年度 0.6億円（0億円） 平成25年度 0.6億円（0億円）（見込み） 平成26年度 0.6億円（0億円）（見込み）</p> <p>②適用事業者（法人）数 <総額型> 平成22年度 2,611（504） 平成23年度 2,793（705） 平成24年度 3,297（842） 平成25年度 3,636（972）（見込み） 平成26年度 3,636（972）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 4,029（4,026）</p>

平成23年度	4,603 (4,585)
平成24年度	4,706 (4,686)
平成25年度	5,430 (5,412) (見込み)
平成26年度	5,430 (5,412) (見込み)
＜オープンイノベーション型＞	
平成22年度	91 (28)
平成23年度	91 (27)
平成24年度	100 (32)
平成25年度	100 (32) (見込み)
平成26年度	100 (32) (見込み)
○地方税影響額実績	
平成23年度	43億円
平成24年度	43億円
平成25年度	43億円 (見込み)
平成26年度	43億円 (見込み)
※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)	
※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)	
(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)	
なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。	
平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要	

望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。
・平成24年度見込み
3,783件 12,032百万円(国税)
3,783件 2,082百万円(地方税)
・平成25年度見込み
3,783件 12,594百万円(国税)
3,783件 2,179百万円(地方税)
※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
平成24年度(実績)
5,528件 25,064百万円(国税)
※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)
平成24年度(実績)
影響額 4,252万円(地方税)
平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。
○将来推計
平成27年度
・総額型
＜国税における減収額＞(別紙①、別紙②参照)
件数 3,636(972)
事業年度 461,786百万円(4,801百万円)
＜地方税における減収額＞(別紙③参照)
事業年度 619百万円
・中小企業技術基盤強化税制
＜国税における減収額＞(別紙①、別紙②参照)
件数 5,430(5,412)
事業年度 27,846百万円(27,509百万円)
＜地方税における減収額＞(別紙③参照)
事業年度 3,549百万円
・オープンイノベーション型
＜国税における減収額＞(別紙①、別紙②参照)
件数 373(115)
事業年度 2,749百万円(310百万円)
＜地方税における減収額＞(別紙③参照)
事業年度 40百万円

<p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 475,640百万円(4,945百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42百万円</p>

<p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 (総額型控除上限20%→30%適用企業) 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>224</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>190</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>152</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>136</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>102</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>102</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>73</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>772</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成</p> <p>(オープンイノベーション型) 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【オープンイノベーション型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>100</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>窯業・土石製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	100	32	食料品	6	0	化学工業	12	2	窯業・土石製品	3	1
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																										
総計	2919	1893																																																										
化学	423	237																																																										
電気機器	366	203																																																										
精密機器	243	174																																																										
医薬品	224	116																																																										
食料品	190	145																																																										
輸送用機器	152	58																																																										
機械	136	87																																																										
非鉄金属	102	58																																																										
金属製品	102	87																																																										
建設業	73	29																																																										
鉄鋼	73	58																																																										
卸売業	63	58																																																										
その他	772	581																																																										
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																										
総計	100	32																																																										
食料品	6	0																																																										
化学工業	12	2																																																										
窯業・土石製品	3	1																																																										

		機械製造業	5	2
		電気機械器具	8	3
		卸売業	11	5
		小売業	3	3
		運輸通信公益事業	4	0
		サービス業	13	8
		その他	35	8
		財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より		
②	減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円</p> <p>平成21年度 23億円</p> <p>平成22年度 30億円</p> <p>平成23年度 43億円</p> <p>平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考) 国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円)</p> <p>平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p>平成22年度 3,726億円(174億円)</p> <p>平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>平成24年度 3,952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円</p> <p>平成21年度 1.0億円</p> <p>平成22年度 1.7億円</p> <p>平成23年度 2.1億円</p> <p>平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円)</p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p>		

		平成22年度 224億円(10億円)
		平成23年度 232億円(増加型116億円、高水準型116億円)(12億円)
		平成24年度 266億円(増加型173億円、高水準型93億円)(14億円)
		【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
		平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】
		(減収額の算出方法)
		「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。
		2. 利用実績について
		国税及び地方税における中小企業利用実績
		平成20年度 4,899件
		平成21年度 3,807件
		平成22年度 4,530件
		平成23年度 5,290件
		平成24年度 5,528件
		【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
		平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】
		○増加型利用実績
		平成23年度 1,228件
		平成24年度 1,447件
		○高水準型利用実績
		平成23年度 83件
		平成24年度 81件
		【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】
		(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。
		○将来推計

		<p>平成27年度 総額型 ▲562億円 (▲12.4億円) オープンイノベーション型 ▲27億円 (▲3.1億円) (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上に掛かるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
--	--	--

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」) リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																							
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																																																							
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																																																							
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																																																							
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																																																							
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																																																							
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																																																							
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																																																							
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																																																							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																							
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																																																							
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																																																							
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																																																							

ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
 (出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)
 <今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年~平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒

久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税:1.6億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税 3.7億円】
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度~平成36年度までの10年間に及ぼす
 ①GDP押し上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円)【地方税:16億円】
 ②雇用創出効果:約6.7万人(中小企業者:約1,500人)【地方税:約190人】
 ③税収効果:約927億円(中小企業者:約20億円)【地方税:約2.6億円】

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業者:3.1億円)【地方税0.4億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度~平成36年度までの10年間に及ぼす
 ①GDP押し上げ効果:270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】
 ②雇用創出効果:約0.3万人(中小企業者:約340人)【地方税:約44人】
 ③税収効果:約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

<p>9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみはなし。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみはなし。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">英国 </td> <td style="text-align: left;">恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">仏国 </td> <td style="text-align: left;">恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">韓国 </td> <td style="text-align: left;">恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法</td> <td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">中国 </td> <td style="text-align: left;">恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">米国 </td> <td style="text-align: left;">時限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 総額型とハイブリッド型 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国 	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型	仏国 	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型	韓国 	恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国 	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型	米国 	時限措置 国内歳入法	※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																									
英国 	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型																						
仏国 	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型																						
韓国 	恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																						
中国 	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型																						
米国 	時限措置 国内歳入法	※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																						

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
<p>10 有識者の見解</p>	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p> <p>・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>平成25年9月</p>

別紙①

別紙②

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30%の延長）における減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 310 \text{百万円}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$$4,801 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{619.3 \text{百万円}}$$

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$$27,509 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{3548.6 \text{百万円}}$$

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$$310 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{40.0 \text{百万円}}$$

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

